

議案第 19 号

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立学校設置条例（昭和 30 年板橋区条例第 9 号）の一部
を次のように改正する。

別表(1)小学校の部同板橋第九小学校の項を削り、同表(2)中学校の部同
上板橋第二中学校の項中「小茂根一丁目 2 番 1 号」を「向原三丁目 1 番
1 2 号」に改め、同部同向原中学校の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表(2)中
学校の部同上板橋第二中学校の項の改正規定は板橋区教育委員会規則
で定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前
においても行うことができる。

（提案理由）

区立学校の適正規模及び適正配置を図るため、板橋第九小学校及び向
原中学校を廃止し、上板橋第二中学校の位置を変更する必要がある。